

○『原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画』（昭和 31 年 9 月 6 日）※特段定義なし

5 計画の内容

(1) 原子燃料の供給計画

(イ) 基本的な考え方

原子燃料については、極力国内における自給態勢を確立するものとする。このため、国内資源の探査および開発を積極的に行い、あわせて民間における探査および開発を奨励する。また、不足分については海外の資源を輸入し得るよう努力する。なお、将来わが国の実情に応じた 燃料サイクル を確立するため、増殖炉、燃料要素再処理等の技術の向上を図る。

○原子力政策大綱（平成 17 年 10 月 11 日）

1-2-7. 核燃料サイクルの確立

核燃料サイクルは、天然ウランの確保、転換、ウラン濃縮、再転換、核燃料の加工からなる原子炉に装荷する核燃料を供給する活動と、使用済燃料再処理、MOX 燃料の加工、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処理・処分からなる使用済燃料から不要物を廃棄物として分離・処分する一方、有用資源を回収し、再び燃料として利用する活動から構成される。

○『エネルギー基本計画』（平成 26 年 4 月）

(2) 核燃料サイクル政策の推進

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。（中略）

核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するものではなく、中長期的な対応を必要とする。また、技術の動向、エネルギー需給、国際情勢等の様々な不確実性に対応する必要があることから、対応の柔軟性を持たせることが重要である。

---

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（JAEA 法）

第二条

4 この法律において「核燃料サイクル」とは、使用済燃料を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。